

# 国民年金

学生の保険料は  
社会人になってから  
でも納められます

## 学生の国民年金保険料の 取り扱いが変わりました

現在、学生でも20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これは、学生期間中の障害でも障害基礎年金を、また、60歳まで40年間加入することで満額の老齢基礎年金を受けとることができるようにするためです。

しかし、大多数の学生には所得がなく、保険料は親が支払っている場合が多いことから、「学生期間中は保険料を納める必要のない期間(納付特例期間)とし、社会人になってから保険料を納めることができる(追納)」という納付特例制度が、4月1日からスタートしました。

新しい納付特例制度の内容は新しい制度の主な内容は次のとおりです。

学生自身の所得だけを基準にし、所得が一定以下だと適用されます。毎年申請して承認を受けることが必要です。

承認を受けた特例期間の、各月から10年以内は追納できます。

追納しなければ老齢基礎年金の額に反映されません(年金を受けるために必要な資格期間には含まれます)。

特例を受けるか受けないかは、学生本人が保護者のかたと相談するなどして決めることになります。

## 納付特例の申請方法は

この納付特例の申請は、国民年金課・土崎支所・新屋支所で受け付けています。学生証(写しでも可)または在学証明書をお持ちください。

問い合わせ 国民年金課 ☎(866)2097

## 粗大ごみの申し込み

専用電話 ☎(857)5300は  
週の後半にどうぞ

4、5月は粗大ごみの申し込みがたいへん混雑します。週の前半は、電話が集中してかかりにくい日もありますが、週の後半は比較的にかかりやすくなっています。

4月から粗大ごみの申し込み専用電話が ☎(857)5300 に変わりました。お間違えのないようご注意ください。

## 6

秋田市の統計書を  
ご利用ください

「平成11年度版統計から見た伸びゆく秋田市」を刊行しました。秋田市の産業、経済、福祉など広範な統計資料を収録したものです。  
1冊2千300円で市役所地下の売店で販売していますので、どうぞご利用ください。  
お問い合わせ 企画調整課調査統計担当 ☎(866)1964

仁井田、御野場、牛島、大住の全部。  
南通亀の町・宮田、榎山大元町・登町・川口境・愛宕下・城南町・金照町、卸町、茨島の一部。

## 7

スポーツ振興の  
ための事業に  
助成します

市ではスポーツ振興基金により、下表のようなスポーツ振興のための事業を実施する団体に助成します。  
体育課にある申請書に必要事項を記入し5月29日(月)まで提出してください。  
また、スポーツ振興基金とは別に、国体やインターハイなど各種全国大会へ出場する団体、個人に激励金をさしあげています。スポーツ少年団については、全国、東北大会の出場経費の一部を補助しています。  
お問い合わせ 体育課 ☎(866)2247

事業内容	対象団体	補助金額
新しいスポーツ団体等の組織化に対する助成	市を代表する連盟や協会を新たに組織しようとするニュースポーツ団体	事業費の2分の1以内で、20万円を限度とします(3年間を限度)
市中学校体育連盟活動助成	競技力向上をはかるため、1・2年生を対象に、強化のための大会・教室を開催する市中学校体育連盟	事業費の2分の1以内で、20万円を限度とします
ジュニアスポーツ教室の開催および指導者養成補助	選手の底辺拡大や指導者の資質向上をはかるため、スポーツ教室や講習会などを開催する競技団体	事業費の2分の1以内で、50万円を限度とします